

就労による自立促進

七月一日、改正生活保護法が施行されました。生活保護制度については、一九五〇（昭和二十五）年以降、抜本的な見直しが行われておらず、「生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にある」「高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯の割合も増加している」「医療扶助が生活保護費の約半分を占めている」などが指摘されていました。

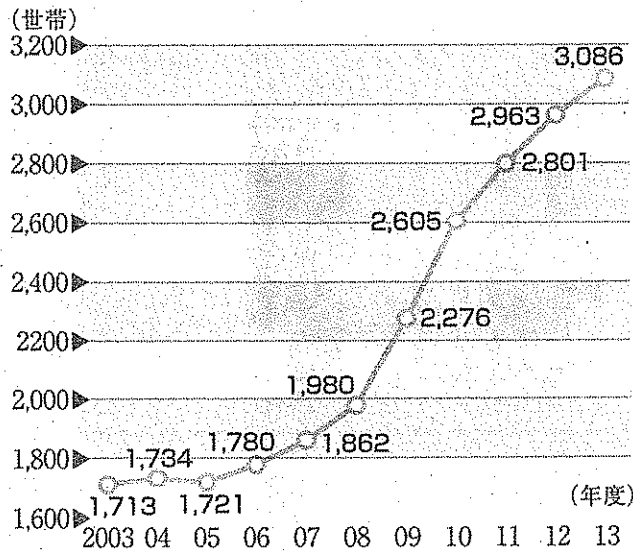
福井県における生活保護受給者の割合は、全国的には低いものの、二〇一四年五月には、三千百四十二世帯、四千四十四人と年々増加し、ここ五年では一・四倍に増加しています（数字は速報値）。

このような状況の中、今回の改正では、主に次のことが見直されました。

①就労による自立の促進
生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じることとなります。こうした点を踏まえて、生活保護を脱却す

生活保護法の改正

福井県における被保護世帯数の推移



※厚労省被保護者調査
(2011年度までの名称は、福祉行政報告例)

るためのインセンティブ（誘因）を強化するとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度保護に至ることなく、再度保護に至ることなく、就労による自立を目的として、「就労自立給付金」が創設されました。

これは、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定さ

れた金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定的に就労の機会を得て保護脱却に至った際に、その積み立てた額を支給するものです。昨年度から実施されている就労活動促進費の支給、勤労控除制度の見直しと合わせて、保護開始直後から脱却に至るまで

この金額を上乗せして徴収できることとなりました。また、実際に費用徴収を行う観点から、不正受給の返還金と保護費とを相殺することが可能となり

で、切れ目なく就労インセンティブを促す取り組みが進められます。

②不正・不適正受給対策の強化
生活保護の不正受給は、金額の多寡にかかわらず制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題です。そのため、今回の改正では、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等がなされました。例えば、不正受給に対する返還金の徴収について、今までは不正に得た保護費に相当する額を返還させるにすぎず、告訴等の措置を取らない限り、実質的なペナルティーが存在していませんでしたが、今回、不正受給額の40%以下の金額を相殺することが可能と

なりました。

その他にも、医療扶助については、受給者の適正受診の徹底を図るとともに、一四年一月一日からは後発医薬品の使用促進が図られています。

後発医薬品については、国全体で使用促進に取り組みしており、改正法では医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められたものについては、医療機関や薬局、福祉事務所等が、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すよう努めることとされています。

生活保護は、公費によってその財源が賄われている制度です。生活保護が、「最後のセーフティネット」として今後とも信頼に込められる制度であるよう、実施機関である市福祉事務所および各健康福祉センターと協力しながら適正実施に努めていきます。

(原地域福祉課)

いせいさく